

医薬品販売業許可更新申請書

(宛先)
広島市保健所長

〒 電話
住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり 店舗販売業
卸売販売業 の許可の更新を申請します。
薬種商販売業
特例販売業
(※該当しないものに二重線を引いてください)

許可番号及び年月日	第 号 (有効期間開始日) 年 月 日		
店舗又は営業所の名称			
店舗又は営業所の所在地	〒 (電話) 広島市 区	(FAX)	
変更内容	事項	変更前	変更後
申請者 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の 欠格条項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(4) 薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと		
備考	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		
担当者所属・氏名等	(電話)		

※ 軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します(承諾されない方はお申し出ください。)

◎ここから下には記入しないでください。

受付印	(施設調査)					
	調査年月日	施設基準等 適 ・ 否	審査者	許可年月日	許可番号 第 号	
	(受付)		(伺い)			
係	専門員	係	係長	課長	照合	公印 施行

(注意)

- 1 変更内容欄には、次に掲げる事項のうち、変更のあった日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあった事項について記載してください。
 - (1) 店舗販売業者にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第159条の19第1項各号に掲げる事項
 - (2) 卸売販売業者にあつては、規則第159条の22第1項各号に掲げる事項
 - (3) 薬種商販売業者及び特例販売業者にあつては許可申請書の記載事項
- 2 店舗販売業者にあつては、規則第159条の20第1項各号に掲げる事項について、変更内容欄に記載してください。
- 3 店舗販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があった場合のうち、新たに当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に記載してください。
- 4 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載してください。